

	件名	市民の声（要旨）	市の回答（要旨）	所管課等	受付日	回答日
1	市の産業開発等	<p>今、高向・上原地区の元々は田畑だった土地が広範囲で更地になっていっています。</p> <p>文化遺産の町河内長野市の景観として、田畑がなくなってしまうのはとても悲しいです。気候に恵まれ、水もきれいで、野菜や果物やお米がおいしいからこそ選ばれてきた歴史があるのに、こんな豊かな土地に商業施設や工業施設は不似合いです。通学路の心配や治安の悪化、大気汚染や水質汚染も心配です。</p> <p>河内長野のお米はとても美味しいです。河内長野に住むすべての人が河内長野米を食べて暮らせるように、市が責任を持って米農家育成支援、米農家さんが豊かな安定した仕事になる為の支援、稲作地の拡大、設備費等の補助、市が責任を持って米を買い上げ、市民だけでは余るほどの生産量になったら、ふるさと納税やPRに回せば良いと思います。河内長野市民になればお米には困らない、安全で美味しい河内長野米を市民が優先して購入できる（或いは配布される）を売りにすれば、河内長野市の人気が出ると思います。石川の清らかな水で作るからこそできる減農薬の美味しいお米は、河内長野市民の誇りになります。子育て世代にも人気が出るでしょう。今からでも減反から脱却してください。</p>	<p>高向・上原地区では国道170号が整備されたことにより、沿道部において無秩序な開発が進む一方、道路に面していない農地では営農環境の悪化や後継者不足等により耕作放棄地が発生しつつある状況でした。</p> <p>そのような状況をふまえ、地元地権者による発意により、沿道における一体的かつ計画的な土地利用と良好な営農・緑環境等の保全を目的としたまちづくりの検討が平成24年度より行われ、令和4年度にまちづくりを可能とする地区計画の決定及び、事業主体となる土地区画整理組合の設立が認可されております。現在は認可された事業計画に基づき、施行者である土地区画整理組合による工事が進められているところです。</p> <p>開発にあたっては、土地区画整理組合にて新たな区画道路を整備し地区内の交通環境を整えるとともに、下水道を整備し汚水の流出を抑制するほか、調整池の整備により雨水の流出抑制を図っております。また、地区計画において企業敷地には20%以上緑地設置を義務付けるなど、周辺環境や景観に配慮したまちづくりが進められているところです。</p> <p>また、本市では、市内農家が将来に向けて安定して農業経営を行うため、農道や水路等の農業生産基盤の整備、栽培指導や講習会による営農支援、利用集積の促進により農地の保全に努めているところです。さらに、個人経営となりがちな農業においては、相互に助け合える仕組みづくりが重要であるため、機械の共同利用や作業委託など、各地区の実状に応じた協業化への取り組みを支援しています。</p>	都市整備課 農林課	R7.2.1	R7.2.13
2	市内農地を利用した外国資本による農業参入	<p>令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、2年間の経過措置を経た後、市街化調整区域の農地は全て農地バンク（大阪府みどり公社）を通して行うこととなりました。</p> <p>市外から農業参入しやすくなることにはメリットもありますが、外国資本等に農地を押さえられ、地産地消や食糧自給に悪影響を及ぼすのではないのでしょうか。</p> <p>そういった可能性について、規制は無いのでしょうか。もし国の規制が無いのであれば、市で対策を考えてほしいです。</p>	<p>外国資本等に対する直接の規制は無いですが、改正された農業経営基盤強化促進法では、同法に基づいて策定する「地域計画」において農業を担う者として位置づけられていることが農地を借りる条件となっています。</p> <p>この地域計画とは、各地域の話し合いをもとに市町村が策定する、概ね10年後の「農地利用の将来図」のようなものであり、本市においても令和7年3月に策定する予定です。</p> <p>個人や事業者が本市で農地を借りようとする場合、地域計画に農業を担う者として追加する必要があるため、その場合も新たに当該地域の方と話し合いの場を設け、合意を形成することが必要となるため、これが疑念のある事業者に対する抑止力になるものと考えています。</p>	農林課	R7.2.6	R7.2.14
3	ゴミ収集車の音	<p>ごみの収集車が早朝から大音量で音楽を流すのはなぜなのでしょう。</p> <p>貴重な朝の時間の睡眠の妨げとなり、またストレスの元となり、健康を害され非常に困っています（耳栓をして睡眠しているがそれでも目を覚ますぐらい煩いです）。</p> <p>自治体によっては夜の時間帯にごみを収集する場所もありますが、仮に河内長野市が夜に回収する自治体であれば、あの音量で音楽を鳴らしながら収集するのでしょうか。</p> <p>大音量で音楽を鳴らす合理的な理由がない限りは、止めることを検討いただきたいと強く要望します。</p>	<p>本市では、市民の皆様のごみの排出忘れや事故防止対策等のため、長年に渡り、ごみ収集時に音楽を流しております。</p> <p>そのような中、市民の皆様からは、「音楽の音量を下げてください」「音楽を流すことをやめてほしい」等のご意見をいただく一方で、「収集する際は、必ず音楽を流してほしい」「音楽が聞こえないので、音量を上げてほしい」等のご意見もいただいております。</p> <p>また、実際に、音楽の音量を下げている地区もごさいますが、地区にお住いのすべての皆様に関することから、自治会等の地区全域からのご要望としてお受けした経過がごさいます。</p> <p>市民の皆様からは、種々様々のご意見・ご要望を頂戴し、そのすべてにお応えしたいところではございますが、何卒ご理解下さい。</p>	環境衛生課	R7.2.25	R7.3.5

4	市事務分掌条例施行規則 21 条の解釈	<p>1 会計課と会計係の違いと組織図を教えてください。</p> <p>2 21-5に「特定の事務を担当させるため」とありますが、特定の事務とはどんな事務をいうのですか。</p> <p>3 21-5に「参事を置くことがある」とありますが、参事の地位、権限はどこに職責に相当するのですか。</p> <p>4 21-9に「係長は所属職員に担当事務を定め」とありますが、係長とは会計係のことですか。</p> <p>5 21-9の「担当事務の内容」とはどのような事務をいうのか教えてください。(推測ですが会計係の事務は 11-1 から 11-11 までの事をさしているのではないかと思います。)</p>	<p>1 課は、組織運営上、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的に行えるように、行政分野を一定規模に区分したものとして設置しています。係は、業務遂行上、効果的、効率的で適正な執行が行えるように、その業務の分野や種類、内容等を踏まえて設置しています。会計課においては、市の会計事務を担う組織として課を設置し、適正な会計処理を確認、審査するため会計係を設置しています。なお、組織図は、2月3日付の回答にあるとおり、「会計管理者」－「課長」－「課長補佐」－「係長」－「主査」となります。</p> <p>2 特定の事務とは、会計課の所掌事務のうち特定のものをいいます。</p> <p>3 参事の職責は、課長級となります。なお、決裁権限は有さず、課長不在時において代決することが出来る旨、事務決裁規則に規定しています。</p> <p>4 お見込みのとおりです。</p> <p>5 お見込みのとおり 11-1 から 11-11 までを指しています。</p>	会計課	R7. 2. 28	R7. 3. 18
---	---------------------	---	---	-----	-----------	-----------

※公表している市からの回答内容及び担当課名については、原則回答時点のものであり、現在の状況とは異なる場合がありますのでご了承ください。